

離婚

に関するおもな手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

各支所のマークのあるものは、各支所でも受付しています

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方で、氏名に変更がある方	カードの継続利用(氏名変更)	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		市民課 ④番エリア 各支所	
	住所が変わる方	住所変更届（転居届、転出届、転入届）				
	氏が変わる方で、旧氏の印鑑で印鑑登録されていた方	自動的に廃止になります				
	離婚後も婚姻中の氏を引続き使用したい方	離婚の際に称していた氏を称する届出（戸籍法第77条の2の届出）	※受付窓口でご相談ください。			
	お子さんの戸籍についてのご相談		※受付窓口でご相談ください。			
国保 年金	国民健康保険に加入されている方で、氏名や住所などに変更があった方	被保険者証をお返しください。 新しい被保険者証をお渡しします。	変更前の国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）		健康推進課 ⑤番エリア 各支所	
	→各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 （各種認定証をお返しください。新しい認定証をお渡しします。）	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請			
	配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入される方	・国民健康保険の加入 ・保険証の交付 ※資格喪失日より14日以内 ・国民年金の加入（20歳から60歳未満） ※資格喪失日より14日以内	勤務先の健康保険の 資格喪失証明書			
	年金を受給している方	年金受給者の氏名変更		市民課		④番エリア 各支所
長寿	氏が変わる方で、65歳以上の方（介護保険証をお持ちの方）	被保険者証をお返しください。 新しい被保険者証をお渡しします。	変更前の介護保険被保険者証		介護長寿課 ⑥番エリア 各支所	
	氏が変わる方で、後期高齢者医療制度に加入している方	被保険者証をお返しください。 新しい被保険者証を郵送します。	変更前の後期高齢者医療被保険者証			
	→各種認定証をお持ちの方	各種認定証の氏名変更（後日郵送）	・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請			
こども	児童手当を受給されている方で、氏名又は受給者が変わる方	・受給者の氏名変更 ・受給者の変更 （旧受給者は受給消滅届を提出し、新しい受給者は認定請求を行ってください） ※公務員の方は勤務先で手続きしてください。	新しい請求者の健康保険証、通帳		子育て支援課 ⑦番エリア 各支所	
	子ども医療証をお持ちの方で、氏名や住所に変更がある方	変更届を提出し、子ども医療証をお返しください。新しい医療証をお渡しします。	子どもの健康保険証 こども医療証			
	ひとり親家庭等のご相談 ・18歳になる年度末までの子（障害児は20歳未満）がいる父または母	児童扶養手当の相談・認定申請	戸籍謄本、健康保険証、申請者の預金通帳、年金手帳など ※受付窓口にご相談ください。			
		ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	児童扶養手当の手続き終了後に手続きしてください。			
	特別児童扶養手当を受給していた方で、氏名や住所に変更がある方	住所・氏名変更届の提出	・特別児童扶養手当証書 ・戸籍謄本（氏名が変わる場合）			
	幼稚園・保育所・学童保育所に通っているお子さんの氏名、保護者、世帯状況等に変更がある方	氏名・住所等の変更届の提出	※受付窓口にお尋ねください。			
	小学校、中学校、義務教育学校に通われているお子さんがいる場合	児童生徒の氏名や保護者が変更になる場合は手続きについてご説明します。			2F 学校教育課	
		就学援助を受給されている方は変更届の提出				
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名・住所に変更がある方は手帳の書換えをします。	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など		福祉課 ⑧番エリア 各支所	
	障がい者医療証をお持ちの方で、氏名や住所が変わられた方	医療証をお返しください。 新しい医療証をお渡しします。	・健康保険証 ・重度障がい者医療証			
	障害福祉サービスを受給している方で、氏名や住所に変更がある方	住所・氏名変更届を提出してください。	障害福祉サービス受給者証 ※世帯構成の変更によっては他の書類提出が必要な場合があります。			
	自立支援医療（更生医療、精神通院、育成医療）を受給されている方で、氏名や住所が変更になられた方	受給者証の住所・氏名の書換えをします。	・受給者証 ・健康保険証			

税・料金	上下水道を使用されている世帯で、氏名や振替口座名義人に変更があった方	使用者等変更届の提出	※受付窓口にお尋ねください。	2F 上下水道局	
	税・料等の口座振替を希望する方	口座振替の申請	申請書は金融機関に提出ください	税務課	②番エリア 各支所
その他	市営住宅に入居している方				各支所
	→市営住宅の名義人が退居され、同居していた方が引き続き居住される場合	名義継承の手続きをしてください。 (居住条件があります。)	※受付窓口にご相談ください。	3F 定住対策課	
	→市営住宅の名義人以外の方が退居される場合	市営住宅世帯員異動届の提出	転出または転居した事実とその発生日がわかるもの。		



八女市役所

〒834-8585

福岡県八女市本町647番地



市役所本庁代表電話

0943-23-1111

市外局番（0943）

上陽支所：54-2211

黒木支所：42-1111

矢部支所：47-3111

立花支所：23-5141

星野支所：52-3111

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

- ・水曜日は窓口業務を午後7時まで延長して行っています。一部業務については取り扱いできない場合もありますので、あらかじめ確認の上、各窓口をご利用ください。
- ・土曜・日曜・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

手続きチェックシート

離婚

離婚される方へ

離婚届

<離婚届出の前に…>

- ☐ 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- ☐ 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人（成年2人）の署名をしたうえで届出してください。
- ☐ 未成年のお子さんがいるときは、夫婦のどちらかを「親権者」と決めてください。
- ☐ 調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立又は審判・判決の確定をした日から、10日以内に届出をしてください。

関連する手続きは
内側にあります



忘れずにお持ちください

本人確認書類

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード



パスポート

そのほか、官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証、障害者手帳など

確認に
2点が必要なもの



健康保険証



年金手帳

そのほか、
・介護保険証
・顔写真付きの社員証、
学生証など

※マイナンバーの「通知カード」は本人確認書類として認められておりません。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。